

## 巻頭言

## 看護基礎教育に求められる地域看護学



岸 恵美子

東邦大学大学院看護学研究科

日本地域看護学会誌, 24 (1) : 3, 2021

近年、看護職の対象である人々の生活の多様性、複雑性も高まり、地域で暮らす人々の生活の継続性、包括性を保証し生活の質の向上に貢献できる看護職者の育成が求められ、地域看護の実践の対象、場、方法は急激に広がりを見せている。日本地域看護学会は、2014年に地域看護学を、「健康を支援する立場から地域で生活する人々のQOLの向上とそれらを支える公正で安全な地域社会の構築に寄与することを探求する学問である」と定義した。その後、看護職には地域で展開する看護に対する理解が不可欠であり、看護職に共通する基盤としての地域看護学の定義を改めて明確にする必要があることから、2015年度より継続して地域看護学の教育内容と方法について検討してきた。そして、2019年に「地域看護学」を保健師、助産師、看護師の看護職に共通して求められる知識や能力を培う基盤となる学問として位置づけ、「人々の生活の質の向上とそれを支える健康で安全な地域社会の構築に寄与することを探求する学問」と再定義した<sup>1)</sup>。

看護基礎教育において「地域看護学」が明示されたのは、1996年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正により、保健師教育課程での主要科目が「公衆衛生看護学」から「地域看護学」に変更されたときである。その後、2011年に保健師教育課程において、「地域看護学」は「公衆衛生看護学」へと変更になり、看護師教育課程では、「地域看護学」という科目名は指定規則に明示されなかった。一方、在宅看護論は1996年の指定規則改正で、看護師教育課程で科目として明示された。地域看護学の内容は、在宅看護、継続看護、ヘルスプロモーション看護、基礎看護の一部など多様な形で各教育機関の教育課程に取り入れられたものの、明確に科目として指定規則に明示されなかった。

2020年10月30日、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について」が発出された。今回の改正において、看護師が行う看護の対象は療養者を含めた地域で生活する人々であることに加え、また療養の場の拡大により看護を提供する場も拡大していることから、その趣旨を踏まえて「在宅看護論」から「地域・在宅看護論」となった。「地域・在宅看護論」は、専門分野に位置づけられ、3年課程では現行の4単位から2単位増の6単位とされ、実習においても、地域に暮らす人々の理解とそこで行われる看護について学ぶことを強化すること、および今回の改正により実習施設要件を見直すことから、地域における多様な場での実習や多職種連携に関する実習が促進されるよう示された。

日本地域看護学会がこれまで発信し続けてきた保健師・助産師・看護師の共通の基盤としての地域看護学の教育がついにスタートする。そして地域看護学の基盤のうえに、保健師教育の学問的基盤としての公衆衛生看護学が構築され、保健師教育のコア科目に位置づくことで、保健師教育の質向上にもつながることが期待できる。

地域看護学は実践の科学である。看護師教育課程において、生活を継続的・包括的にとらえる視点を持ち、人々やコミュニティと協働しながら効果的な看護を実践できる看護職を育成するために、さらに地域看護学を発展させていくことが日本地域看護学会に求められている。

## 【文献】

- 1) 日本地域看護学会：地域看護学の再定義。 [http://jachn.umin.jp/ckango\\_saiteigi.html](http://jachn.umin.jp/ckango_saiteigi.html) (2021年3月24日)。